

1.成果目標の設定

(1) 内閣府ガイドライン(抜粋)

都道府県は、下記の評価項目を参考に、支援事業終了後における事業の成果目標を定めるものとする。成果目標は、可能な限り数値を用いて設定するものとする。

(評価項目の一例)

- ・NPO、中間支援組織等のボランティア・コーディネーター(市民の社会参加の支援者)、プログラムオフィサー(助成活動の推進者)及びファンドレイザー等の育成数
- ・多様な担い手による協働の仕組み(マルチステークホルダー・プロセス)等による新しい公共の場に参加した組織数

(2) 成果目標(案)

	期待される成果及び波及効果 (東京都新しい公共支援事業 事業計画 抜粋)	成果目標(案)	考え方
実務基礎 個別相談 専門家派遣	研修を受けたNPO等が事業報告書を円滑に作成できるようになるなど、NPO等の透明性・健全性が向上するとともに、財務諸表作成や寄附募集等に関する職員の知識向上により、NPO等の活動基盤の改善・整備が進み、自立・定着が促進される。	受講者数、団体数 ・実務基礎 受講者数：3000人(のべ数) ・個別相談 相談団体数：240団体 ・専門家派遣 派遣団体数：160団体	都内に主たる事務所を置くNPO法人 約9000法人(平成24年4月現在)を母数とし、その3分の1相当数が実務基礎を受講することを目標とする。また実務基礎の受講団体の1割程度が個別相談を受け、個別相談を受けたうち3分の2が専門家派遣を受けることを目標とする。
認定NPO 法人の制度 改正に係る 整備事業	全ての認証法人が、定められた期間内に事業報告等の提出を行い、認定NPO法人となる場合には、円滑な事務手続きが可能となる。(趣旨：法人としての制度理解)	市民への認定NPO法人情報の提供 新制度のささえ手である市民が、認定NPO法人の活動情報等を容易に取得できるようになることを目的に、認定NPO法人を検索可能なポータルサイトを構築する。	全国の認定NPO法人260法人のうち、東京都に主たる事務所を有する法人数は133法人(平成24年6月16日時点、国税庁発表より)と約半数を占めている。 また、全国のNPO法人数(約4万5千)のうち、東京都が所管する法人数は約9千(平成24年5月31日時点、内閣府発表より)と約2割を占めることから、今後相当数の認定NPO法人の申請が見込まれる。 都は市民が寄付先を容易かつ適切に選択できるように、サイトの構築等を行うことを通して、基盤を整備する。
中間支援組織等の人材 育成事業	都内区市町村の中間支援組織等が充実することにより、NPO等の活動基盤が整備されるとともに、地域内における協働・ネットワーク形成が促進される。	中間支援組織の育成団体、職員数 育成数：100団体、100人 地域内における協働・ネットワーク形成 都内各地域の中間支援組織のリスト公表	既に各地域の中間支援の中核を担う、区市町村ボランティアセンター83団体に加え、世に広く認知されていない中間支援機能を有する団体を強化・育成対象とする。また同時に都内中間支援組織を調査により掘り起こし、リスト化した上で、情報を都内NPO等や市民に対して公開する。このことにより各地域の身近な中間支援組織とおして、協働・ネットワークの形成を促進する。
モデル事業	多様な参加者による地域の課題を解決する協働の場が設置され、支援事業終了後においても、この枠組みを活用するなどして取組を継続できる体制が構築される。また、サービスやコストなどの改善効果や、地域の課題解決や価値創造につながる新しい取組を評価・普及することにより、「新しい公共」が目指す社会に向けて、更なる進展につなげることができる。	モデル事業に参画する団体数 200団体 地域の課題解決の新しいモデルの普及 事業を評価し、成果とともに課題点、改善点を報告書にまとめ広く公表・普及する。 なお報告書は、紙媒体等による配布及びホームページへの掲載を行うとともに、成果報告会開催などを通して先進的事例を広く普及することを目標とする。	事業において、多様な担い手が当事業に参加し、協働して事業を進めることが重要である。この点について、1事業あたり概ね5団体が参画し、35～40程度の事業が進められることを想定する。 またこの事業により構築された東京発の事業モデルを、広く世の中に波及させる。このことにより、1事業の事業完了に留まらず、多くの事業を行う団体の参考となり、「新しい公共」の更なる発展に繋がるものとする。

(3) 今後の予定

平成24年度終了後に運営委員会において、成果目標に対する達成状況等を評価する。

2.必要経費の概算の変更

事業計画書の施策名(1)実務基礎・個別相談・専門家派遣、(2)認定NPO法人の制度改正に係る整備事業は、事業の一層の充実を図るため以下のとおり予算を増加する。
なお増加分は、(6)その他共通事務(監査、基礎調査等)の経費の減少が見込まれることから、当予算の減額分をあてる。

施策名	必要経費の概算(単位:千円)		
	現在	変更後	増減
(1)実務基礎・個別相談・専門家派遣事業	60,000	80,000	+20,000
(2)認定NPO法人の制度改正に係る整備事業	20,000	35,000	+15,000
(6)その他共通事務(監査、基礎調査等)	67,000	32,000	-35,000